

## ○角田市水道使用水量認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、給水条例（平成10年角田市条例第11号）第28条第5号及び第36条並びに給水条例施行規程（平成10年角田市庁訓第4号。以下「規程」という。）第20条第4号及び第22条第1項第3号に規定する使用水量の認定及び料金の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の範囲)

第2条 使用水量の認定は、水道使用者が給水装置の管理について、善良な管理人の注意をもって管理した場合であって、次の各号のいずれかに該当し、使用水量が不明のときは、使用水量の認定を行うものとする。

- (1) 火災、地震、風水害等の自然災害の場合
- (2) 地下漏水等の漏水の発見が困難な場合であり、市が指定する給水装置工事業者により給水装置の修繕が行われた場合

(認定の対象外)

第3条 水道使用者が、給水装置の管理について、善良な管理人の注意を怠った場合及び次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用水量の認定を行わないものとする。

- (1) 蛇口、立上り管、水洗便所の器具等で漏水の事実が容易に確認できる場合
- (2) 水道使用者が、故意に給水装置を損傷した場合
- (3) 漏水の事実を知りながら故意に修繕を怠った場合
- (4) 水抜き栓の操作不良（半開閉等）による場合
- (5) 明らかに工事の不備によると認められる場合
- (6) 同一の給水装置設置場所において、漏水の事実が確認された日の属する月前1年間における使用水量の認定がされている場合
- (7) その他漏水の原因が水道使用者の重大な過失によるものと認められる場合

(使用水量の算定)

第4条 市長は、第2条に規定する認定を行うときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める算出方法を用いて算出するものとする。

- (1) 第2条第1号に該当する場合 前3か月の平均使用水量（以下「平均使用水量」という。）を使用水量として認定する。ただし、平均使用水量が10m<sup>3</sup>未満の場合は、10m<sup>3</sup>を平均使用水量とする。
- (2) 第2条第2号に該当し、用途が家庭用又は集会所用（以下「家庭用等」という。）であり、平均使用水量の2倍を超えた場合 次の算出方法により使用水量として認定する。ただし、算出された水量が平均使用水量の2倍未満の場合は、平均使用水量の2倍を使用水量と認定する。

$$\text{認定水量} = \text{当月の使用水量} - \frac{\text{当月の使用水量} - \text{平均使用水量}}{2}$$

- (3) 第2条第2号に該当し、用途が家庭用等以外のものであり、平均使用水量を超える水量が100m<sup>3</sup>を超えた場合 次の算出方法により使用水量として認定する。

$$\text{認定水量} = \text{当月の使用水量} - \frac{\text{当月の使用水量} - \text{平均使用水量}}{2}$$

- 2 規程第22条第1項第3号に規定する料金の減免については、前項の算出方法の例による。

(その他)

第5条 この基準により難い場合には、その都度市長が認定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準は、この基準の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を始期とするメーターの検針に係る水道使用量について適用し、施行日前の日を始期とするメーターの検針に係る使用量については、なお従前の例による。